

公益財団法人鉄の歴史村地域振興事業団  
役員、顧問及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

平成24年 4月 1日

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人鉄の歴史村地域振興事業団（以下、「事業団」という。）定款第27条の規定に基づき、役員、顧問及び評議員（以下、「役員等」という。）の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に定める用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第20条に基づき置かれる者をいう。
- (2) 顧問とは、定款第26条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (4) 常勤役員とは、理事のうちこの法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (5) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (6) 報酬とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わず、費用とは明確に区分されるものとする。
- (7) 費用とは、職務の執行にあたって必要となる交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等)

第3条 事業団は、役員等の職務の遂行の対価として報酬等を支給することができる。

2 常勤役員及び業務執行理事には、別表1に基づき報酬を支給する。ただし、常勤役員が職員を兼ねる場合は給与規程を適用し、この規程は適用しないものとする。

3 非常勤役員、顧問及び評議員の受ける報酬等の種類は報酬とし、その額は別表2のとおりとする。

4 非常勤の役員等に対して、事業団が特別の任務を依頼した場合の対価として、別に定める非常勤役員等への謝金に関する規則に基づき、謝金を支払うことができる。

5 役員、顧問及び評議員には、賞与を支給しない。

(報酬の支給及び支給方法)

第4条 報酬の支給日及び支給方法並びに所得税、社会保険等の控除については、別に定める職員給与規程に準ずる。

(退職手当)

第5条 役員等には退職手当を支給しない。

(費用)

第6条 役員等が、その職務の遂行にあたって負担した費用については、これを遅滞なく支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤手当を支給することができる。その計算方法は別の定める職員給与規程に準ずる。

(改正)

第7条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第8条 この規程に関して必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て別に定める。

附則

この規程は、平成24年4月1日から適用する。

附則(第3条第2項)

この規程は、平成24年6月17日から施行する。

附則(第3条第2項別表1)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則(第3条第2項)

この規程は、平成27年6月20日から施行する。

別表1 常勤役員及び業務執行理事俸給表(単位;円)

俸給	月額
第1号	50,000
第2号	100,000
第3号	150,000
第4号	200,000
第5号	250,000
第6号	300,000

別表2 非常勤役員、顧問及び評議員の報酬(単位;円)

役職名	額
理事	日額 5,000
監事	日額 5,000
顧問	日額 5,000
評議員	日額 5,000